

登園許可証について

* 保育園は集団の場です。そのため、感染する病気にかかった場合の登園停止期間が病気によって定められています。(下記表)
病気が治癒して登園する場合は、“登園してもいい”という医師からの証明書(登園許可が必要になります。登園許可証は事務所にも置いてありますが、必要時下記を切り取りコピーしてご使用ください。

許可証が必要な感染症一覧

疾患名	当園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日経過してから
風疹(三日はしか)	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになったら
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が出現してから5日を経過してから、かつ全身状態が良いこと
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質による治療を終了してから
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が完全に消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によりいずれも菌陰性が確認されたもの
インフルエンザ	熱が出た後5日を経過し、かつ熱が下がって3日経過してから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから

----- 切り取り -----

登 園 許 可 証

桜ヶ丘第一保育園

園児名

麻疹	流行性角結膜炎
風疹	急性出血性結膜炎
水痘	結核
流行性耳下腺炎	腸管出血性大腸菌感染症
咽頭結膜熱	インフルエンザ
百日咳	髄膜炎菌性髄膜炎

年 月 日から加療中

年 月 日より、他の園児に感染等、影響がないことを証明いたします。

医師名

印

住所